

⑪荷台昇降設備等導入助成金交付要綱

(令和8年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、会員事業者(以下「会員」という。)が転落防止用荷台昇降設備等(以下、「荷台昇降設備」という。)の導入を促進することによって、貨物自動車の荷台等からの荷積、荷卸し作業(以下、「荷役作業」という。)における安全確保や転落事故防止の推進をはかることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は令和8年4月1日以降令和9年2月末日までの間に新たに荷台昇降設備(中古品は除く)等を導入した県ト協の会員とする。

(助成対象商品)

第3条 この要綱における「荷台昇降設備」とは、踏み台などの可搬式器具、貨物自動車に取り付けるトラック用昇降ステップ、アシストベルト、あおりステップ等を指し、テールゲートリフターは含まない。また、これらは買取りのみを対象とし、型式等の細かな指定は行わない。

(助成件数)

第4条 **長野県内の営業所に導入する「荷台昇降設備」とし、1会員の申請は10台を上限とする。**

(助成金額)

第5条 助成額は、**荷台昇降設備の導入価格(消費税を除く)の1/2以内(千円未満切捨て)とし、1台あたりの上限を20,000円とする。ただし、荷台昇降設備の導入価格(消費税を除く)が助成額より低い場合は、その導入価格(千円単位)を助成額の上限とする。**

(助成金の申請及び確認書類)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、交付申請書に加えて、県ト協所定の別紙「荷台昇降設備等購入確認書」と必要書類を添付し、県ト協会長へ申請するものとする。

2 申請者は、県内に本社を有する会員とし、本社が営業所を含めて一括で申請することを基本とし、県外に本社を有し県内に営業所を有する者は営業所の申請とする。

3 **申請書は、対象が「荷台昇降設備」であることを確認するため、請求書・領収書のほか、商品名や価格等が記載されたカタログ・チラシ等を添付することとする。カタログ・チラシ等がなく、請求書等の記載だけでは「荷台昇降設備」であることが判別しにくい場合は、請求書等へ「荷台昇降設備」である旨の付記を依頼する。**

申請の最終締切日は、令和9年3月5日とする

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を確認し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請会員へ第5条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金の処分制限)

第9条 「昇降設備」を導入した日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。